

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	阪急阪神リート投資法人
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	大阪市北区茶屋町19番19号
工場等の名称	メッツ大曽根
工場等の所在地	名古屋市東区矢田二丁目1番95号
業 種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	家電、家具、衣料、スーパー、飲食店など各種テナントを集合
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月8日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	(場所) メッツ大曽根 管理室(防災センター)
		ホーム ページ	(HPアドレス) https://mets-ozone.com
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-725-2300		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動を通じて温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。

1. 環境施設の継続的・計画的な改善を図ります。
2. 省資源・省エネルギーの活動を推進します。
3. 廃棄物の排出量を抑制し、リサイクルを推進します。
4. 従業員への環境教育を積極的に行い、社外に対しては、環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

【阪急阪神リート投資法人】

【東急コミュニティー 東海ビル運営部】

地球温暖化対策担当



【メッツ大曽根 管理室】

管理室長

管理運営会議—— 地球温暖化対策担当

(東急コミュニティー 設備担当)

店長会議 —— 各テナント従業員

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,650	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,650

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	1,650	t-CO ₂	1,625	t-CO ₂	1.5

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスを、1年間に0.5%ずつ、3年間で1.5%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／エネルギー使用量等の把握および管理	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量を毎月記録し、増減分の把握に努め、分析を行う。 	
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季はブラインドにより熱負荷を減らし、中間期は外気冷房を実施し、空調機の運転時間を削減する。 	
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機や給気ファンのフィルターを定期的に清掃し、運転効率の低下を防ぐ。 	
省エネルギー・省資源の推進／照明	<ul style="list-style-type: none"> ・日入時刻に合わせて、外壁のサイン灯・風除室の照明等をタイマーで点滅させる。 ・LED照明への取替えを進める。 	
廃棄物の排出抑制等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の使用量削減に努め、廃棄量の減少を目指す。 	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

雨水を集水・貯留し、濾過・滅菌後、雑用水としてトイレの洗浄水・冷却塔の補給水・消防用水（消火栓・スプリンクラー）に使用する。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

通勤や外出時の移動は公共交通機関を利用する。
